〇 山梨大学学則

制定 平成16年 4月 1 日 改正 平成17年12月 1日 平成19年 4月 1日 平成20年 1月23日 平成20年 3月19日 平成21年 2月25日 平成21年12月24日 平成22年 7月21日 平成23年11月30日 平成25年 7月31日 平成26年11月28日 平成26年12月24日 平成27年 2月25日 平成27年11月26日 平成28年 5月31日 平成29年 7月31日 平成30年 1月30日 平成31年 1月29日 令和 2年 1月28日 令和 3年 3月30日 令和 3年 4月27日 令和 4年 3月29日 令和 5年 1月23日 令和 6年 1月22日 令和 6年 5月28日 令和 7年 1月27日 令和 7年 4月22日 年 令和 月 日

第1節 総則 (目的及び使命)

第1条 山梨大学(以下「本学」という。)は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、 それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を 創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、 自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏 ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

(学部等)

第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。

教育学部 学校教育課程

医学部 医学科

看護学科

工学部
工学科

生命環境学部 生命工学科

地域食物科学科

環境科学科

地域社会システム学科

- 2 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のと おりとする。
- 3 大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) 第2条の規定に基づく、第1項の各学部、 各課程、各学科ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第2のとおりとする。
- 4 学部に置く学科目等については、別に定める。
- 5 本条に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に2つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。
- 3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

- 第5条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(但し、甲府キャンパスにおいては、学年暦で定めた休日授業日を除く)
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。
- 3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

- 第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部 科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める 基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める 日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力

があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願の手続)

第8条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

- 第9条 入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者 を決定する。
- 2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

- 第10条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他指定の書類を 提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶 予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。
- 2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第11条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、 入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

- 第12条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学の学長又は学部長の許可 証を提出しなければならない。

(編入学)

- 第13条 本学に編入学を志願する者(次条に規定する者を除く。) については、選考の上、 入学を許可することがある。
- 2 編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学卒業者
 - (2) 短期大学卒業者
 - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4) 高等専門学校卒業者
 - (5) 高等学校等の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める 基準を満たすものに限る。)を修了した者(第7条に規定する入学資格を有する者に限 る。)
 - (7) その他本学において、これらと同等以上の学力があると認められた者
- 3 前項各号に掲げる者のほか、医学進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部が別に定める。
- 第14条 削除
- 第15条 削除

(入学前の既修得単位等の取扱)

第16条 第11条から前条までの規定により入学を許可された者の入学前の修得単位の取扱い及び修学すべき年数並びに在学年限については、当該学部が定めるものとする。

(転学部、転課程、転学科等)

- 第17条 本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者がある場合は、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することがある。
- 2 学部の学生で、その所属する学部の課程、学科及びそれらに設置されるコース・専修から、同一学部の他の課程、学科、コース・専修を志願する者については、当該学部教授会の意見を聴いて、許可することがある。
- 3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあっては6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第19条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する大学入学資格を有する者が、第42条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(在学年限)

- 第20条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。
- 2 医学部医学科においては、1年次及び2年次、3年次及び4年次並びに5年次及び6年 次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。
- 3 医学部看護学科においては、1年次及び2年次並びに3年次及び4年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

- 第21条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の知識・技能を修得させるとともに、幅広く深い 教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとす る。

(教育課程及び履修方法)

第22条 教育課程及び履修方法については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程及び各 学部の定めるところによる。

(授業の方法)

- 第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める授業の方法により、多様なメディアを高度に 利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、 60単位を超えないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることがで

きるものとする。

5 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(1単位当たりの授業時間)

- 第24条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義と実習など二以上の方法の併用により行なう場合は、第1号 及び第2号の規定を考慮の上、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

- 第25条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第26条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない 範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

- 第26条の2 大学設置基準第19条の2に規定する連携開設科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻 科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本学の授業科目の履修と みなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本 学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第28条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に次の各号のいずれ かに該当する単位を有する場合において、その単位を本学入学後の本学の授業科目の履修 により修得したものとみなすことができる。
 - (1) 大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む。) において履修した授業科目について修得した単位

- (2) 大学設置基準第31条に規定する科目等履修生として修得した単位
- 2 本学が教育上有益と認められるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入 学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及 び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて6 0単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

- 第29条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査(以下「試験等」という。)の上、単位を与えるものとする。
- 2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 教育職員免許状

(教育職員免許の取得)

- 第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員 免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令 第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、 別表第3のとおりとする。

第7節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍 (留学)

- 第31条 学生が、第26条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学 しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。
- 2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修学年限及び第20条に規定する在学年限の期間に算入する。

(休学)

- 第32条 学生が、病気その他特別の理由により2か月以上修学することができないときは、 所定の手続を経て、休学することができる。
- 2 病気等の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

- 第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算3年(医学部医学科にあっては4年)まで休学を許可することがある。
- 2 休学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入 しない。

(復学)

第34条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を 経て、学長に願い出、復学することができる。

(転学)

第35条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、 学長の許可を受けなければならない。 (退学)

- 第36条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可 を受けなければならない。
- 2 学生が、学業成績不振により成業の見込みがないと認められたときには、所属学部教授 会の意見を聴いて、学長は退学を命ずることができる。

(除籍)

- 第37条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。
 - (1) 第20条の期間在学してなお所定の単位を修得しない者
 - (2) 第33条第1項の期間を超えてなお復学できない者
 - (3) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
 - (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
 - (5) 長期間にわたり行方不明の者

第8節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

- 第38条 第18条に規定する期間(第16条の規定により在学すべき年数を定められた者 については、当該年数)以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教 授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。
- 2 学士の学位に附記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

- 第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属学部 教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第20条に規定する在学年限には算入する。

第10節 研究生等

(研究生)

- 第41条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第42条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第43条 他の大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む。)の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者に対しては、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第44条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として本学に入学 を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第45条 本学の検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(寄宿舎)

- 第46条 学生は、希望により本学の寄宿舎に入舎することができる。
- 2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

- 第47条 本学に公開講座を設けることがある。
- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第48条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の 賛成を必要とする。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学学則(昭和28年12月11日制定)、山梨医科大学学則(昭和55年3月29日制定)及び山梨大学学則(平成14年10月1日制定)は、廃止する。
- 3 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、山梨大学 及び山梨医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行う者に 係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立大学設置法(昭和24年法律第150号)第3条に基づき設置された山梨大学に設置された工学部物質・生命工学科は、平成16年3月31日に同学科に在学する者が在学しなくなるまでの間存続するものとみなし、この間、同学科の教育課程は存続するものとする。
- 5 前項の規定により存続する工学部物質・生命工学科の教育課程の履修その他当該学生の 教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科の収容定員は、 別表第1にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは次のとおりとする

学部・学科	収容定員					
工学部	平成16年度	平成17年度	平成18年度			
物質・生命工学科	270人	180人	90人			

7 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2にかかわらず、 次のとおりとする。

学部・学科	教員免許状の種類及び免許教科					
工学部物質・生命工学科	高等学校教諭 一種免許状 工業					

附則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年1月23日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部•学科	入学定員	収 容 定 員					
医学部	平成 20 年度 ~平成 29 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 ~平成 29 年度
医学科	1 1 0	6 1 0	6 2 0	630	6 4 0	6 5 0	660

附則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部•学科	入学定員	収 容 定 員						
医学部	平成 21 年度 ~平成 29 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 ~平成 29 年度	
医学科	1 2 0	630	6 5 0	6 7 0	690	7 1 0	7 2 0	

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、平成30年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部•学科	入学定員	収 容 定 員						
医学部	平成 22 年度 ~平成 29 年度	平成 平成 平成 平成 平成 平成 22 年度 23 年度 24 年度 25 年度 26 年度 ~平质						
医学科	1 2 5	6 5 5	680	7 0 5	7 3 0	7 4 5	7 5 0	

附則

この規則は、平成22年7月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部国際共生社会課程 及びソフトサイエンス課程並びに工学部機械システム工学科、電気電子システム工学科、 コンピュータ・メディア工学科、土木環境工学科、応用化学科、生命工学科、循環システ ム工学科及び当該教育課程は、施行日前に在学する者(以下「在学者」という。)並びに平 成24年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が

在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科の収容定員は、 第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位:人)

学部	学到 五冲細和		収 容 定 員	
学部	学科又は課程	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育人間	国際共生社会課程	1 2 0	8 0	4 0
科学部	ソフトサイエンス課程	1 2 0	8 0	4 0
	機械システム工学科	290	200	1 0 0
	電気電子システム工学科	2 2 0	1 5 0	7 5
	コンピュータ・メディア工学科	2 3 5	1 6 0	8 0
工学部	土木環境工学科	2 2 5	1 5 0	7 5
	応用化学科	1 5 0	1 0 0	5 0
	生命工学科	1 0 5	7 0	3 5
	循環システム工学科	1 3 5	9 0	4 5

4 附則第2項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科において、 教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第2項の 規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科又	(は課程	教員免許状の種類及び免許教科又は領域		
教育人間科学部	国際共生社会 課程	共生社会コース	高等学校教諭 一種免許状	商業	
工学部	機械システム工 電気電子システ 土木環境工学科 応用化学科 生命工学科 循環システムエ	ム工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業	
	コンピュータ・	メディア工学科		情報	

5 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (単位:人)

学部	学科又は課程		収 容 定 員	
子 司	子件又は硃住	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	生命工学科	3 5	7 0	1 0 5
	地域食物科学科	3 0	6 0	9 0
生命環境学部	環境科学科	3 0	6 0	9 0
	地域社会システム学科	3 5	7 0	1 0 5
	合 計	1 3 0	260	3 9 0

附則

この規則は、平成25年7月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第30条については、平成26年12月24日から適用する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部学校教育課程及び 生涯学習課程は、施行日前に在学する者(以下「在学者」という。)並びに平成28年4月 1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくな るまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程の収容定員は、 第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位:人)

学部	課程		収 容 定 員	
子 司	K 性	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育人間	学校教育課程	3 7 5	2 5 0	1 2 5
科学部	生涯学習課程	6 0	4 0	2 0

4 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (単位:人)

学部	学科	47	容 定 員	
子 即	子 件	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	生命工学科	1 4 0	140	1 4 0
	地域食物科学科	1 2 7	1 3 4	1 4 1
生命環境学部	環境科学科	1 2 0	1 2 0	1 2 0
	地域社会システム学科	1 5 3	1 6 6	179
	合 計	5 4 0	5 6 0	5 8 0

附則

- この規則は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までは、次のとおりとする。なお、平成37年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科等		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
医学部	入学定員	1 2 5	1 2 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	_
医学科	収容定員	7 5 0	7 5 0	7 3 0	7 1 0	690	6 7 0	6 5 0	_

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部看護学科の平成31年度の収容定員は、同項の規定にかかわらず、250人とする。

附則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

	/ 1. 1	_ 1 /2 < 2	1. 1 1 /		, , , _	/	3 0		
	学部・学科		令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
字部•		• 子件	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	医学部	入学定員	1 2 5	1 2 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5
	医学科	収容定員	7 5 0	7 5 0	7 3 0	7 1 0	690	6 7 0	6 5 0

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 教育学部及び生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位:人)

学部	学科又は課程		収 容 定 員	
子 印	子付入は味性	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育学部	学校教育課程	4 9 5	490	4 8 5
教月 子即	計	4 9 5	490	4 8 5
	生命工学科	1 4 5	1 5 0	1 5 5
	地域食物科学科	1 4 8	1 4 8	1 4 8
生命環境学部	環境科学科	1 2 0	1 2 0	1 2 0
	地域社会システム学科	1 9 2	1 9 2	1 9 2
	計	6 0 5	6 1 0	6 1 5

3 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

(単位:人)

学部	・学科	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
医学部	入学定員	1 2 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5
医学科	収容定員	750	7 3 0	7 1 0	690	670	6 5 0

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和5年 度から令和10年度までは、次のとおりとする。

(単位:人)

学部・	学科	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
医学部	入学定員	1 2 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5
医学科	収容定員	7 5 0	7 3 0	7 1 0	690	6 7 0	6 5 0

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までは、次のとおりとする。

(単位:人)

学	部・学科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医学部	入学定員	1 2 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5
医学科	収容定員	7 5 0	7 3 0	7 1 0	6 9 0	6 7 0	6 5 0

- 3 附則第1項の規定にかかわらず、施行目前に設置されている工学部機械工学科、メカトロニクス工学科、電気電子工学科、コンピュータ理工学科、土木環境工学科、応用化学科、先端材料理工学科及び当該教育課程は、施行目前に在学する者(以下「在学者」という。)並びに令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 前項の規定により存続する工学部の各学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、 次のとおりとする。

学部	₩ . Δ1	収 容 定 員				
学部	学科	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
	機械工学科	185	1 3 0	6 5		
	メカトロニクス工学科	165	1 1 0	5 5		
	電気電子工学科	175	1 2 0	6 0		
工学部	コンピュータ理工学科	1 7 5	1 2 0	6 0		
	土木環境工学科	165	1 1 0	5 5		
	応用化学科	165	1 1 0	5 5		
	先端材料理工学科	1 0 5	7 0	3 5		

5 附則第3項の規定により存続する工学部の各学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学科		重類及び免許教科 は領域
工学部	機械工学科 メカトロニクス工学科 電気電子工学科 土木環境工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業
	コンピュータ理工学科		数学及び情報

応用化学科	理科
先端材料理工学科	数学及び理科

附則

この規則は、令和6年5月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 教育学部及び生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位:人)

学部	学科又は課程		収 容 定 員	
子 司	子件入は硃住	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教育学部	学校教育課程	470	4 6 0	4 5 0
教月子 師	計	470	4 6 0	4 5 0
	生命工学科	170	180	1 9 0
	地域食物科学科	1 4 8	1 4 8	1 4 8
生命環境学部	環境科学科	1 2 0	1 2 0	1 2 0
	地域社会システム学科	1 9 2	192	1 9 2
	計	6 3 0	6 4 0	6 5 0

3 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和7年 度から令和12年度までは、次のとおりとする。

(単位:人)

						(+	
学	部・学科	令和 7 年度	令和 8年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
医学部	入学定員	1 2 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5
医学科	収容定員	7 5 0	7 3 0	7 1 0	690	670	6 5 0

附則

この規則は、令和7年4月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和8年度から令和13年度までは、次のとおりとする。

(単位:人)

学	部・学科	令和 8年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
医学部	入学定員	1 2 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5
医学科	収容定員	750	7 3 0	7 1 0	690	6 7 0	6 5 0

別表第1 (第2条第2項関係)

(単位:人)

				(単位:/
学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
业 本学如	学校教育課程	1 1 0		4 4 0
教育学部	計	1 1 0		4 4 0
	医学科	1 0 5		6 3 0
医学部	看護学科	6 0		2 4 0
	計	165		8 7 0
W II	工学科	3 6 5	2 0	1,500
工学部	計	3 6 5	2 0	1,500
	生命工学科	5 0		200
	地域食物科学科	3 7		1 4 8
生命環境学部	環境科学科	3 0		1 2 0
	地域社会システム学科	4 8		192
	計	165		6 6 0
	合 計	8 0 5	2 0	3, 470

別表第2(第2条第3項関係)

別表界 2 (界 2 余界 3 収) (界 2 余界 3 収)						
学部	人材養成上の目的	教育目標				
教育学部	人間と文化・社会に関する 幅広い視野と教養をもち、 人間の生涯発達と学習に ついての専門的な知識を 備え、豊かな人間生活の構 築に寄与する人材の養成	人間の生涯発達を視野に収め、教育に対する 情熱と課題を解決する高い実践力を備え、豊 かな人間生活の構築に寄与する教育人の養 成を目指します。				
医学部	深い人間愛と広い視野を 持ち、医の倫理を身に付 け、科学的根拠に基づいた 医学的知識・技術を備え、 地域医療及び国際医療に 貢献できる医療人及び研 究者を養成	病める人の苦痛を自らの苦痛と感じることができ、生涯にわたって医学的知識、技術の修得に努め、地域社会・国際社会の保健医療・福祉に貢献する人材及び疾患の原因解明や治療法の開発に寄与できる研究者の養成を目指します。				
工学部	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材の養成を目指します。				
生命環境学部	自然と社会の共生科学に 基づき、広い視野と深い専 門知識を身につけ、持続可 能な地域社会の繁栄を担 う人材の養成	生命科学・食物生産・環境科学・社会科学に 関する実践教育により、広範な知識を統合 し、問題を発見し解決する能力を身につけ、 自然と社会の共生科学の観点から持続可能 で豊かな地域社会を実現できる人材の養成 を目指します。				

学到 無租	しお美宝しの日的	払 去口煙
学科、課程	人材養成上の目的 子どもの発達と教育の道	教育目標 人間の生涯発達・生涯学習のなかで学校教育
学校教育課程		
	筋を学び、新しい時代の教	の課題を捉え、教育文化・教科の広がりを見
	育文化と学校教育を担い	通すことのできる豊かな教養を基盤に、
	切り拓く人材の養成	●子どもの発達と教育の過程を長期スパン
		で把握するとともに、個々の内面と可能性を
		深く洞察することができ、
		❷学校教育の特定の教科、あるいは幼小連
		携、特別支援、学校運営といった特定の課題
		に関して、得意分野を持ち、
		3教室の内外における実践活動を計画・実行
		し、その結果を評価・省察して、次の教育活
		動に活かすことのできる、
		実践的指導力の高い教育者の養成を目指
		します。
医学科	現代医療・医学を担う、優	幅広い知識と高度な技能の獲得とともに、人
	れた臨床医・医学研究者の	格の涵養にも重点を置いた教育プログラム
	養成	を実施し、21世紀の医療を担う優れた医師及
		び医学研究者の養成を目指します。
看護学科	深い人間愛と広い視野を	社会的ニーズを的確に捉え、急速に進展する
	持つ、人間性豊かな看護専	保健・医療・福祉の動向にも目を向けつつ、
	門職の養成	創造と実践による教育・研究を行い、質の高
		い看護サービスを提供できる優れた看護専
		門職と、将来指導的立場で活躍できる人材の
		養成を目指します。
	広い教養と深い専門知識を	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュ
	身につけ、豊かな想像力と	ニケーション能力を修得するとともに、工学技
	優れた判断力を備えた、将	術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術
	来を担う工学系技術者の養	者が社会に負っている責任を理解し、科学的知
	成(再掲)	見と技術を総合して社会的課題を解決する能
		力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を
		身につけた人材の養成を目指します。(再掲)
生命工学科	最先端のバイオテクノロ	生命工学は生物が持つ多様な機能を解明し、
	ジーで人類の未来を切り	それらの応用を目指す学問分野です。生命工
	拓く人材の養成	学が生み出す先端のバイオテクノロジーは、
		様々な分野に大きな変革をもたらしていま
		す。バイオテクノロジーによって解決すべき
		課題を自らの力で見いだし、それらの課題を
		高い創造性をもって解決できる能力を備え
		た研究者、技術者の養成を目指します。
		「バイオ・メディカルデータサイエンス特別
		コース」では、さらにデータサイエンスを用
		いて解決できる能力を備えた研究者、技術者
		の養成を目指しています。
地域食物科学科	食の美味しさや豊かさを	食物科学や農学に関する専門知識・技術を基
- 225 12 11 4 11	探求し、人類が直面する食	礎として、果樹・野菜生産や食品製造、資源・
	料問題の解決を目指す人	環境などの多角的な視点から、人類が直面す
	材の養成	る食料問題に取り組める人材の養成を目指
	13.22	します。
		しょう。 「ワイン科学特別コース
		ブドウやワインに関する高度な専門知識
	<u> </u>	/ / / /

		3
		と実践的な技術力を備え、ワイン製造に熱意 を持った技術者・研究者の養成を目指しま
		を持つた技術者・研究者の養成を目指しま す。
環境科学科	人類の生存基盤である地	
	球環境の理解を通じ、自然	状や人間活動の影響を分析・評価するための
	と共生した持続可能な社	環境計測技術と環境保全施策に関する専門
	会の形成に貢献できる人	知識を兼ね備え、さらに多様な立場・分野・
	材を養成	考えをもつ人々と協働しながら環境課題の
		解決に取り組むことのできる人材の養成を
		目指します。
地域社会システム	持続可能な社会の繁栄と	社会経営すなわち企業や社会のマネジメン
学科	いう観点から新たな発展	トに関連の深い経済学、経営学、法律学、政
	モデルの確立を目指し、社	治学の4分野の基礎的知識および、実務能力
	会経営に関わる理論的知	の基盤となる数理的手法と調査手法を修得
	識と実践力をバランスよ	するとともに、グローバル系科目やローカル
	く身につけた人材の養成	系実習科目を用意し、国際的な視座を獲得す
		ることにより、地域の持続的発展に向けて社
		会を経営する能力を持つ人材の養成を目指
		します。
		「観光政策科学特別コース」
		インバウンド型の観光振興を念頭に置い
		た地域志向型教育を実践し、地域資源の観光
		への活用、地域資源の保全・保護と景観形成、
		観光プロモーション、地域の歴史・文化、異 文化コミュニケーションなどに関する知識
		文化コミューケーションなどに関する知識 と実践力を身につけ、地域のリーダーとして
		と美銭刀を身につけ、地域のサーターとして 活躍し、地方創生に寄与する人材の養成を目
		指します。
		1日 し み ソ 。

別表第3 (第30条第2項関係)

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類	類及び免許教科又は領域
		小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語
教育学部	学校教育課程	高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歷史、公民、数 学、理科、音楽、美術、書 道、保健体育、家庭、情報、 工業、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
		幼稚園教諭 一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭 一種免許状	理科、工業

<改正記録>

- H19. 4. 1 学校教育法の改正に伴う名称変更 (養護学校 → 特別支援学校)
- H20. 1.23 学校教育法の改正に伴う引用条項の番号変更
- H20. 3.19 第 24 条第 1 項に、第 3 号として講義、実習等を併用した場合を追加 医学部医学科の入学定員を、10 年間 10 名増とする旨、附則に記載
- H21. 2.25 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更 (附則及び別表 1)
- H21.12.24 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更(附則) ※ 文部科学省からの決定通知日で改正
- H22. 7.21 別表 2 「教員免許状の種類及び免許教科」から「養護教諭一種免許状」を削除
- H24. 4. 1 学部改編及び生命環境学部設置に伴う改正
- H25. 4. 1 第 15 条「工学部への特別編入学」を削除
- H26.11.28 学校教育法等改正に伴う改正
- H26.12.24 「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」を追記
- H27. 2.25 別表第3「教員免許状の種類及び免許教科又は領域」のうち「特別支援学校教諭一種免許状」に「(病弱者)」を追加
- H27. 11.26 平成28年度からの教育組織改編(生命環境学専攻の設置、工学専攻の設置、医工農学総合教育部・生命医科学専攻・教育学部への名称変更)に伴う改正
- H28. 5.31 学校教育法の改正に伴う編入学者の資格追加
- H29. 7.31 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更(附則)
- H30. 1.30 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更(附則)
- H31. 1.29 医学部看護学科への編入学を廃止(第14条を削除、別表第1を改正) 生命環境学部における高等学校教諭一種免許状の取得を廃止(別表第3を改正)
- R 2. 1.28 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更(附則) 工学部の学科名称変更に伴う改正(第2条、別表第1~第3を改正)
- R 3. 3.30 別表第2「地域食物科学科」の「ワイン科学特別コース」における教育目標を変更 別表第3「教育学部」の「学校教育課程」における「教員免許状の種類及び免許教科又 は領域」のうち「高等学校教諭一種免許状」に「工業」を追加
- R 3. 4.27 第 26 条の 2「連携開設科目における授業科目の履修等」を追加
- R 4. 3.29 教育学部学校教育課程、医学部医学科及び生命環境学部生命工学科の入学定員及び収容 定員を変更(附則、別表第1) 環境科学科における人材養成上の目的と教育目標を変更(別表第2)
- R 5. 1.23 医学部医学科の入学定員及び収容定員を変更 (附則)
- R 6. 1.22 工学部の改組 (7学科から1学科複数コースへの再編)に伴う学科の改正 (第2条)、 附則の追加、人材養成上の目的、教育目標(別表第2)の変更

休業日に係る規定(第5条)の改正 医学部医学科の入学定員に係る令和6年度暫定増措置に伴う附則の追加

R 7. 1.27 学期に係る規定(第4条)の改正

教育学部学校教育課程及び生命環境学部生命工学科の入学定員及び収容定員を変更(附則、別表第1)

医学部医学科の入学定員に係る令和6年度暫定増措置に伴う附則の追加 生命工学科及び地域社会システム学科における教育目標を変更(別表第2)

R 7. 4.22 医学部における人材養成上の目的を変更(別表第2)

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和7年度で終了する医学部入学定員の暫定措置(「新医師確保総合対策」、「緊急医師確保対策」、「経済財政計画の基本方針2009」)について、再度定員の増員(20名)を行うため。

2. 変更点

山梨大学学則の附則に、令和8年度を定員の増員期間として、令和13年度までの年度毎に入学定員、収容定員についての一覧表を追記する。

学則変更 (案) 様式

学則(旧)	学部等) 2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。 教育学部 学校教育課程 医学部 医学科 看護学科 (略) 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定 員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。		附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2 項の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度まで は、次のとおりとする。	(東位: 人)	令和 令和 令和 令和 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度 12年度	125 105 105 105 105 105	750 730 710 690 670 650
	(学部等) 第2条 本学に 教育学部 医学部 医学部 2 前項の各学 員及び収容定	(報)	所則1この規則は、令和742医学部医学科の入学に項の規定にかかわらず、は、次のとおりとする。		学部・学科	入学 医学部 定員	医学科 収容 定員
	~。 ■ 入 ※ 入 ※ 一		附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2 項の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までは、次のとおりとする。	(単位:人)	令和 要 12年度	5 1 0 5	0 6 5 0
	本 登 を 開 く 上 子 日 三 で 上 子 の で か ら り ら り ら り ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら		値行すぶ 員は、第 ご令和]		令和 麦 11 年度	1 0	2 9
	ま・ 学 人 の が り		1から加7年度12年12年12年20日12日12日12日12日12日12日12日12日12日12日12日12日12日		令和 10 年度	105	0 6 9
(新)	で課者 !.・ ・		月1日 (及び4) ・和7年		令和 9年度	105	7 1 0
学則 (新)	1 1 2 2 3 4 3 4 4 5 5 6 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		17 年 年 記 る る 。		令和 8年度	105	7 3 0
	学部等) 2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。 教育学部 学校教育課程 医学部 医学科 看護学科 (略) 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、 ^統 員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。		附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2項の規定にかかわらず、令和7年度から令和12では、次のとおりとする。		令和 7年度	125	750
	部 (報) (本本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 ((器)	J 規則に 部医学 J定にか 次のと		· 学科	入学定員	以
	(・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		1 2 2 M M M M が が が が が が が が が が が が が が		学部・学科	医学部	医学科

(第2条第2項関係) (第2条第2項関係) (第2条第2項関係) (第2条第2項関係) (第2条第2項関係) (第2条第2項関係) (第2条第2項関係) (第2条第23章 第23章 第23章 第23章 第23章 第23章 第23章 第23章	9		(単位:人)	別表第1	(第2条第2項関係) 当科 (第2条第2項関係)	(Y) (Y)	部 不 所 。	人: (単位: 人
	入学定員	編入学定員	収容定員	计	学科又は課程	1	入学定員	入学定員 編入学定員
			4 4 0	林小沙拉	学校教育課程	1	1 0	\vdash
	1 2 0		480	後 一 十 号	1 40	1 2	0	0
	1 0 5		630		医学科	10	5	2
	0 9		2 4 0	医学部	看護学科	0 9		
	1 6 5		8 7 0		11111111	165		
	3 6 5	2 0	1,500	沙	工学科	365		2 0
	3 6 5	2 0	1, 500	급 누 ㅓ	11/11111	3 6 5		2 0

200	1 4 8	1 2 0	192	6 2 0	3, 470	
					2 0	
5 0	3.7	3 0	4 8	155	8 0 5	(盤)
生命工学科	地域食物科学科	環境科学科	地域社会システム学科	111111	合 計	
		任命環境 学部				
200	1 4 8	1 2 0	192	620	3, 470	
					2 0	
5 0	3.7	3 0	4 8	155	8 0 5	略)
生命工学科	地域食物科学科	環境科学科	地域社会システム学科	111111	十 十	<u> </u>
		生命環境 学部				